独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤 昌文 (公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 使用済パソコン収集運搬及び処分業務 名

行 場 2 施 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年2月28日まで

築 4 内 容 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、下記記載事項等を熟覧のうえご提出をお願いいたし ます。

記

1 現 場 説 明 実施しません。

水資源機構から一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)として認定を受ける必要はご 2 見積参加資格 ざいません。

3 見 積 書 等

見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を見積書に明記することで省略することができます。 1) 様式等

提出される見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安

藤昌文」とご記載願います。

FAX(※FAX番号は4) に記載された番号)、又はメール、持参、郵送(配達の記録が残る方法) 2) 提出方法

3)提出期限 令和7年11月13日 16:00 まで

4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 宛

> FAX 048-853-1787 メール nyukei sougicenter@water.go.jp

5) 見積回数 2回を限度とする。

> なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合 の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提

出の期限は、令和7年11月18日 16時00分までとします。

6) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見 積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

> ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。 また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

7) 依頼書に 対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出 してください。

①提出期間:令和7年10月31日から令和7年11月12日 午後3時00分まで(必着) 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く平日、午前9時15分から午後5時 00分まで

②提出方法:2)に同じ

③提出先:4) に同じ ④質問への回答は翌日午後0時00分までにホームページに掲載いたします。

3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日 (翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

4 そ \mathcal{O} 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、 別添「くじの方法」のとおりとします。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

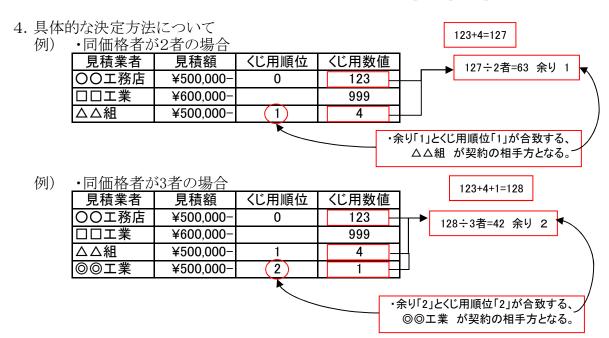


※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」



什 樣 書

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター(以下「発注者」という。)が 施行する使用済パソコン収集運搬及び処分業務(以下「業務」という。)に適用する。

(業務内容)

- 第2条 業務の具体的内容は、次のとおりとする。
 - 1. 使用済パソコン 発注者が処理委託する使用済パソコンは、別紙1のとおりとする。 数量は、別紙1のとおりとする。
 - 2. 保管している以下の保管場所から収集し処理施設まで運搬する。 保管場所:埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地 独立行政法人水資源機構 総合技術センター
 - 3. 発注者が処理委託する使用済パソコンを、磁気破壊並びに物理破壊によりデータ抹消処分を 行う。
 - 4. 発注者が処理委託する使用済パソコンを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)及び関連する規則の定めるところにより適正に処理する。 また、契約書を作成し書面にて契約の締結を行うこと。
 - 5. 収集した使用済パソコンを処分場にて計量した際、合計契約金額が変更となる場合(実数清算)請求書の提出の前に打合せ簿を発注者に提出すること。 なお、打合せ簿の様式は発注者から送付するものとする。
 - 6. 紙マニフェストE票の提出時期については別途発注者と調整すること。
 - 7. 受注者は発注者に対し、履行期間内に下記の書類を提出するものとする。
 - (1) 処分やデータ抹消が完了したことを証明する証明書 なお、様式は受注者の自由とする。
 - (2) E票を除く産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)全て

(履行期間)

第3条 契約締結の翌日から令和8年2月28日まで

(業務の履行場所)

第4条 業務を履行する場所は次のとおりとする。

搬出場所:埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

処分場所:処分業者の処理施設

(その他)

第5条 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

仕様書 別紙1

製品メーカー	製品カテゴリ	型式名	台数	マーク有無	重量
デル(DELL)	ノートパソコン本体	Vostro 3520	2	リサイクルマーク無し	30kg以下
日本HP	ノートパソコン本体	HP 250G7	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
レノボジャパン(IBM含む)	ノートパソコン本体	20NCS10400	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
Dynabook	ノートパソコン本体	B55/J	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
日本エイサー(Acer)	ノートパソコン本体	TRAVELMATE P453	80	リサイクルマーク無し	30kg以下
日本HP	ノートパソコン本体	HP Pro Book 4520s	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
日本HP	ノートパソコン本体	HP EliteBook 820	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
パナソニック コネクト	ノートパソコン本体	CF-MX4	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
パナソニック コネクト	ノートパソコン本体	CF-W4	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
NEC	ノートパソコン本体	PC-VY20AEZ75	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
富士通	ノートパソコン本体	FMVNA9K3C	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
富士通	デスクトップパソコン本体	FMVDE4T0E01	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
マウスコンピューター	デスクトップパソコン本体	MDV-GZ70005	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
日本HP	デスクトップパソコン本体	D530-SFF	1	リサイクルマーク無し	30kg以下
	·	計	94		